

高浜エコハウスで フリーマーケット

4月1日にオープンしました高浜エコハウスでは、「資源ごみ分別学習エリア」のスペースを第5週目にあたる土曜日または日曜日に、一般利用として貸し出しを行い、リサイクル活動の応援をしていきます。

「子育て応援グルンパ」主催によるフリーマーケットが次のとおり開催されます。多くの方にご来館いただき、リサイクルにご協力くださいますようお願いいたします。

とき 5月31日(出) 午前10時から正午まで

ところ 高浜エコハウス(沢渡町四丁目) 資源ごみ分別学習エリア

問合せ先

・フリーマーケットについて
子育て応援グルンパ(代表 菅谷)

☎090-112088-3273

・施設の利用に関すること

市民生活グループ
☎52-111111(内線263)

レジ袋削減 取組店募集

レジ袋の削減に積極的に取

り組む市内の小売店を「レジ袋削減取組店」として登録します。

レジ袋の有料化、レジ袋代金の値引き、ポイント制度の充実、創意工夫に取り組む小売店が対象です。

募集期限 6月20日(金)

応募方法 市民生活グループ

にある登録申込書に必要な事項を記入のうえ、提出してください。

※複数の小売店登録を希望する方は、愛知県に提出してください。

取組内容など

・レジ袋削減取組店である旨を証するステッカーなどを掲示し、レジ袋の削減に積極的に協力をお願いします。

・レジ袋削減取組実施状況について、毎年報告書の提出をお願いします。

・レジ袋の削減に、特に顕著な実績を収めている小売店は、レジ袋辞退率に応じてレジ袋削減取組優良店として認定され、表彰されます。

問合せ先
市役所市民生活グループ
☎52-111111(内線265)

・県資源循環推進課一般廃棄物グループ
☎052-954-6234

火災警報器の設置はお済みですか

消防法および火災予防条例により、既存住宅は火災報知機の設置が義務となります。

5月31日までに設置が必要となりますので、いざというときのために、正しく火災警報器を設置しましょう。

住宅用火災警報器とは

火災の煙を感じて、警報ブザーや音声で火災を知らせてくれる器具です。

なぜ設置するのですか

住宅火災で亡くなった人のうち、「約7割」の人が「逃げ遅れ」が理由で命を落としている状況があります。特に夜間の火災では、就寝中のために火災発生に気づくのが遅れる例が多くなっています。

住宅用火災警報器を設置した場合には住宅火災の死者数は、約3分の1に減少します。

死に至った経過別死者発生状況(平成18年)



どんな場所に設置するのですか

寝室、階段、台所です。

戸建住宅の設置例



※高浜市では台所にも設置が義務付けられています。

どこで購入するのですか

防災機器販売店、家電販売店、ホームセンターなどで購入できます。

問合せ先

・衣浦東部広域連合消防局 予防課予防係
☎63-0136
・高浜消防署予防係
☎52-11190

悪質な訪問販売に注意しましょう!

消防署が住宅用火災警報器を販売することはありません。不適正な価格・無理強い販売などを行う業者にご注意ください。



住宅用火災報知器に関するご質問などはお気軽にご相談ください。

住宅用火災報知器相談室

0120-565-911

受付時間は月曜日から金曜日までの午前9時～午後5時まで(12時～1時を除く、土日及び祝祭日はお休みです。)

